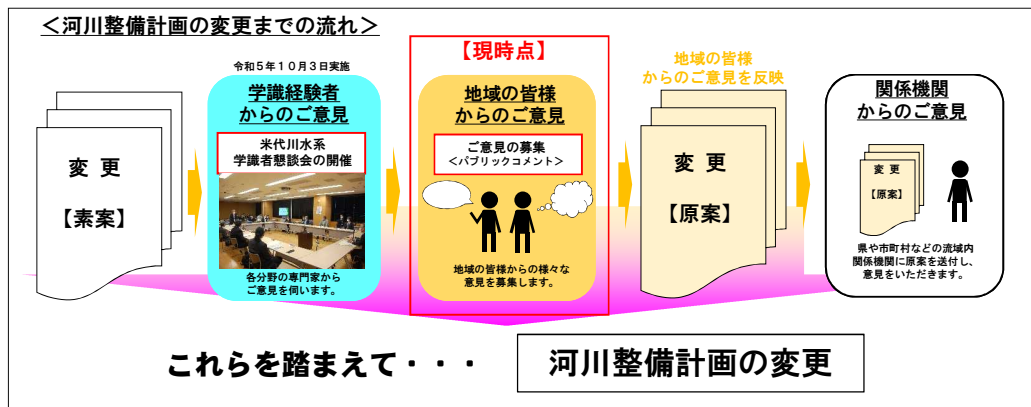


～みなさまのご意見をお聴かせください～

整備計画は、皆様のご意見をお聞きしながら作成・変更します。



米代川水系のこれからの川づくりについてご意見をお聴かせください

～米代川水系河川整備計画変更～ 【国管理区間】

米代川水系河川整備計画は平成17年4月に策定し、その後発生した平成19年洪水を踏まえて平成22年3月に整備内容の変更を行っております。しかし、近年の気候変動により降雨が増大することが見込まれることから、河川整備目標の見直しを行い、米代川水系河川整備計画（大臣管理区間）の変更を行います。地域と一体となったハード・ソフト対策を進めるため、みなさまのご意見をお伺いします。



意見募集期間・送付方法

意見募集期間：令和5年10月13日(金)～11月13日(月)

ご意見は、郵送、メール、FAX、ホームページ(意見フォーム)、各閲覧場所での意見箱への投函のいずれかの方法でご提出ください。

●郵送・メール・FAXの場合

〒016-0121
秋田県能代市臈淵字一本柳97-1
「能代河川国道事務所 流域治水課」宛

メール： thr-noshiro01@mlit.go.jp
FAX： 0185-70-1141 (河川整備計画担当 宛)

●ホームページ(意見提出フォーム)からの場合

【能代河川国道事務所ホームページ(パブリックコメント特設ページ)】
<http://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/>

※ご意見は ホームページ「お問い合わせ」から入力

●意見箱による場合

下記の「米代川水系河川整備計画【変更素案】閲覧場所」に備え付けの「意見箱」に投函をお願いします。

名称	電話番号	住所
国土交通省 能代河川国道事務所	0185-70-1001	〒016-0121 秋田県能代市臈淵字一本柳97-1
国土交通省 ニツ井出張所	0185-73-5432	〒018-3103 秋田県能代市ニツ井町荷上場字中島26
国土交通省 鷹巣出張所	0186-62-1226	〒018-3301 秋田県北秋田市綴子字柳中9-1
国土交通省 森吉山ダム管理支所	0186-60-7231	〒018-4512 秋田県北秋田市根森田字姫ヶ岱31
秋田県	建設部 河川砂防課	018-860-2511 〒010-8570 秋田県山王四丁目1-1
	鹿角地域振興局	0186-22-0456 〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字六月田1
	北秋田地域振興局	0186-62-1251 〒018-3393 秋田県北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1
	山本地域振興局	0185-52-6203 〒016-0815 秋田県能代市御指南町1番10号
能代市役所	0185-52-2111	〒016-8501 秋田県能代市上町1番3号
北秋田市役所	0186-62-1111	〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号
大館市役所	0186-49-3111	〒017-8555 秋田県大館市字中城20番地
鹿角市役所	0186-30-0203	〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1
小坂町役場	0186-29-3901	〒017-0292 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41-1
藤里町役場	0185-79-2111	〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地
上小阿仁村役場	0186-77-2221	〒018-4494 秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118番地

米代川水系河川整備計画の基本理念

悠久の流れに 人と豊かな自然が織りなす 杉かおる 米代川

安全で安心の川づくり

豊かな自然を次世代に引き継ぐ川づくり

豊かな暮らしを支える川づくり

地域の活性化に寄与する川づくり

お問い合わせ

国土交通省 東北地方整備局 能代河川国道事務所 流域治水課
〒016-0121 秋田県能代市臈淵字一本柳97-1 TEL 0185-90-1176(直通) 受付時間:土日祝日を除く 9:00 ~ 17:00

国土交通省 東北地方整備局 能代河川国道事務所

米代川水系河川整備計画とは

河川整備計画とは、河川法の三つの目的である「治水」「利水」「環境」が総合的に達成できるよう、今後の川づくりについて具体的に示す計画であり、法律で定められたものです。「米代川水系河川整備計画(国管理区間)」は、地域の皆様や学識者のご意見を踏まえ、平成17年3月に策定されました。

計画の対象区間及び対象期間

【計画の対象区間】
本計画は、国土交通省の米代川水系における管理区間(大臣管理区間)である91.8kmとしています。

【計画の対象期間】
本計画の対象期間は、概ね30年間としています。



今回の米代川水系河川整備計画変更のポイント

POINT ① 河川整備目標を変更します。

- 米代川では戦後最大の洪水である「**昭和47年7月洪水**」と同規模の洪水を安全に流すことを目標に米代川水系河川整備計画を策定し、河川整備を実施してきました。
- 平成19年9月に発生した前線性降雨が、米代川の整備目標である昭和47年7月規模を上回り、各地で大規模な浸水被害が生じたため、**早期かつ効果的な治水対策を新たに位置付け、再度災害の発生防止を図りました。**
- 今回は、**近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に対応するため、河川整備計画の目標を変更するものです。**

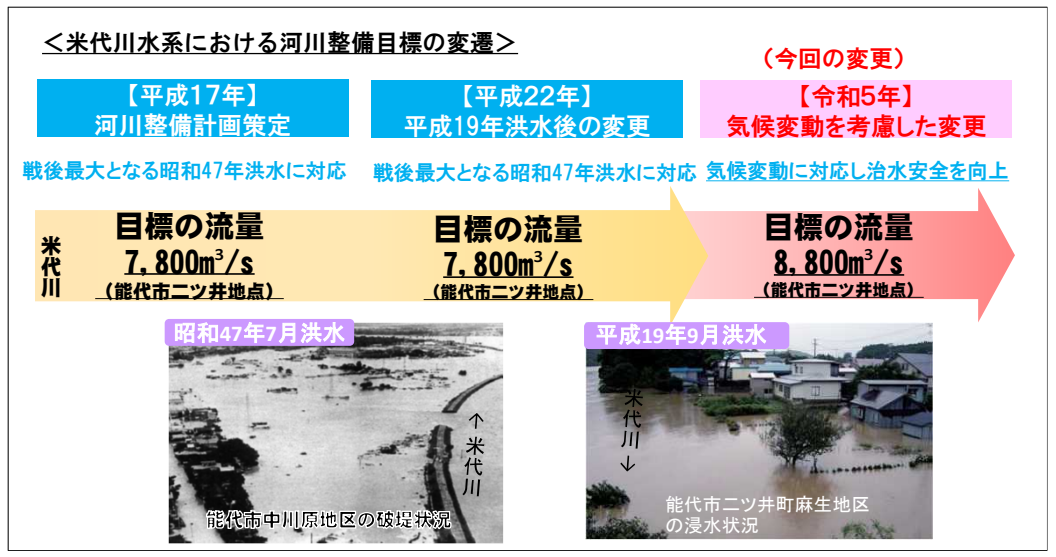
平成19年9月洪水では、各地で大規模な浸水被害が発生しました。



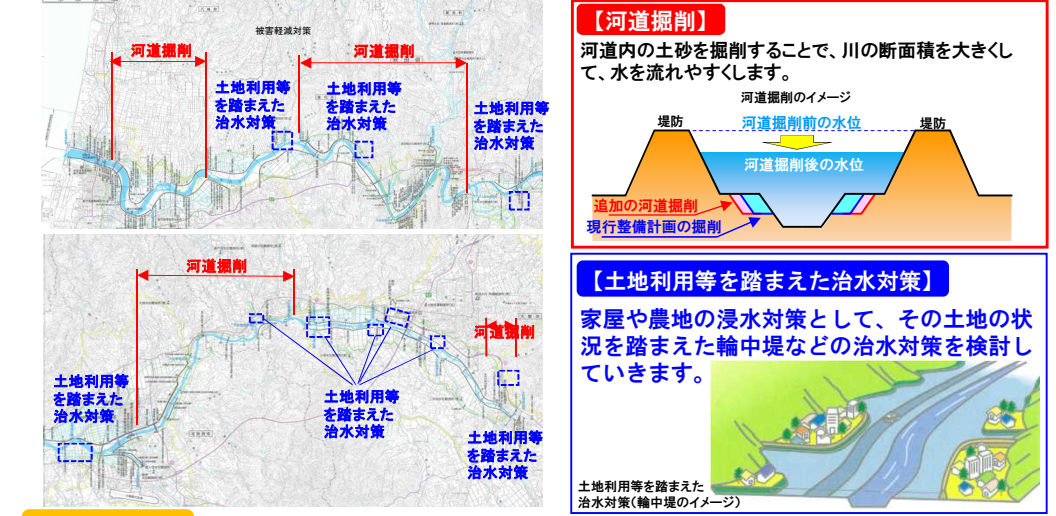
気候変動の影響による降雨量の増大に伴い、米代川水系においても近年は洪水が多発しております。



今回の米代川水系河川整備計画変更のポイント



新たな整備計画では、**更なる河道掘削や、土地利用を踏まえた治水対策などの被害軽減策を行うこと**を計画しています。



POINT ② 「流域治水」を踏まえた治水対策を推進していきます。

法律の改正、答申等を受け、**施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、国・県・市町村、企業、住民など流域全体のあらゆる関係者が協働して、ハード・ソフト一体で多層的に治水対策を行う「流域治水」を推進することなどを本文に記載します。**

- 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」)施行
- 気候変動を踏まえた水害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う時速可能な「流域治水」への転換

POINT ③ 河川環境の保全や新たな創出を図っていきます。

現在の米代川は良好な河川環境が形成されています。河川整備においてはそれらを保全していくとともに、新たな河川環境の創出を図っていきます。また、流域治水と一体となり地域と連携した環境を形成していきます。